

コムスポたきのがわ

規 約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 このクラブは、コムスポたきのがわ（以下「クラブ」という。）と称する。

(所 在 地)

第 2 条 本クラブの所在地を東京都北区西ヶ原 2-1-6 滝野川体育館内に置く。

第 2 章 目 的

(目 的)

第 3 条 子どもから高齢者まで多世代の人々や家族が気軽に楽しく活動できる多様なスポーツ・健康づくりの場を地域住民に提供し、地域住民の健康増進と地域間のコミュニケーションを図ることを目的とする。

第 3 章 事 業

(事 業)

第 4 条 クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期的な日常スポーツ・文化活動の実施
- (2) 会員の親睦を図るためのイベントの開催
- (3) 健康・体力増進を目指した体力テスト等の開催
- (4) 競技能力の向上及び競技力向上を目指すスクールの開催
- (5) ニーズやレベル、多世代で各競技種目を楽しめるサークルの開催
- (6) 他機関・団体等の主催する大会等への参加
- (7) 地域住民のスポーツ活動に関する支援
- (8) その他、クラブの目的達成に必要な事業

第 4 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 本クラブの会員は次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) クラブ会員
- (3) 賛助会員

(会員の資格)

第 6 条 クラブの会員となるためには、次の要件を備えていなければならない。

- (1) クラブの目的に賛同する者。
 - (2) クラブの定める諸規定を遵守する者。
- 2 正会員となるためには、さらに次の要件を備えていなければならない。
- (1) 満18歳以上である者
 - (2) クラブの事業計画等に参加できる者。

(会員の資格の喪失等)

第7条 会員の資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。

- 2 会員が脱退しようとする場合には、書面をもって理事長に届け出るものとする。
- 3 会員の資格は、他に譲渡できない。

(除名)

第8条 会員が次の各号に該当する場合は、運営委員会の議決を経て除名することができる。

- (1) 法令またはクラブ規約等に違反したとき。
- (2) クラブの名誉を著しく毀損し、またはクラブの目的に反する行為をしたとき。

(入会手続き)

第9条 クラブに入会しようとする者は、別に定める所定の手続きにより申し込むものとする。また、入会后、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(会費の納入)

第10条 クラブに入会しようとする者は、別に定める入会費及び会費等を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第5章 組織

(組織)

第12条 本クラブに、次の組織を設ける。

- (1) 理事会
- (2) 運営委員会
- (3) 事業部会
- (4) 事務局

(理 事)

第13条 クラブに次の理事を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) クラブマネージャー 若干名
- (5) 部長 各1名
- (6) 監事 2名

2 クラブに顧問を置くことができる。顧問は理事長が選任し、理事長の諮問に応じる。

3 理事は兼任することができる。ただし、監事は他の理事と兼任することはできない。

(理事の選任及び任期)

第14条 クラブの理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 副理事長、事務局長、クラブマネージャー、部長、監事は、理事の中から理事長が選任する。

4 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。但し再任は妨げない。

5 理事が任期途中で退任した場合、次に就任した理事の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

6 理事は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(理事の任務)

第15条 理事の任務は次の通りとする。

- (1) 理事長は、クラブを代表しクラブを統括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、クラブの運営事務及び会計経理を統括し、事務局を代表する。
- (4) クラブマネージャーは、理事会・運営委員会・部会の進行管理及び相互調整を行う。
- (5) 部長は、各部会の協議・活動内容を統括し、報告する。
- (6) 監事は、会計を監査する。

(事務局)

第16条 クラブに事務局を置き、次の通り構成する。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 会計 1名
 - (3) クラブマネージャー 若干名
 - (4) 事務局員 若干名
- 2 会計は、事務局員の互選による。
- 3 事務局は、クラブの総務・運営事務及び財務を担当する。

第 6 章 会 議

(会議の種別)

第17条 クラブの会議は、総会・理事会・運営委員会・専門部会の4種とする。

(総 会)

第18条 総会は、正会員をもって構成し、クラブの最高議決機関とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は毎年1回開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 表決権を行使できる会員の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- 5 総会は、理事長が招集する。
- 6 総会の議長は、出席した会員のうちから選出する。
- 7 総会は、次に掲げる事項について審議、議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃
 - (2) 事業報告及び決算報告
 - (3) 監査の報告
 - (4) その他、クラブ運営に重要な事項

(総会の招集)

第19条 総会を招集するには、総会当日の10日前までに書面をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第20条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状もしくは表決票の行使をもって出席することも認める。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、出席者のうち、表決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第22条 理事会は、理事長・副理事長・事務局長・クラブマネージャー・部長・監事で構成し、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 運営委員会の組織及び運営
- (3) 本規約の細則、その他業務上必要な諸規定の制定改廃
- (4) その他、総会の議決を要しない事項

2 理事会は、理事長が必要と認めた場合に理事長が招集・開催する。

(運営委員会)

第23条 運営委員会は、事務局長・クラブマネージャー・部長・副部長・会計をもって構成し、クラブの運営事務にあたる。

- 2 運営委員会に会計及び部会を設置し、その実務にあたる。
- 3 事務局長・クラブマネージャーは、理事会がこれを選出する。
- 4 運営委員会の開催は、事務局長・クラブマネージャーが必要と認めた場合に招集・開催する。

(事業部会)

第24条 運営委員会に事業部会として、次の部門を設置する。

- (1) 事業部門・・・企画立案、学校開放、日程会場調整、技術指導、安全管理対策
- (2) 広報部門・・・広報、情報収集及び分析、宣伝

2 各部門は、部長1名、副部長若干名、その他部員をもって構成する。副部長は部員の互選による。

3 事業部会は、それぞれの所管事項に関し、具体的な事業を計画し、クラブマネージャーの承認を得てその実施にあたる。

第7章 会計

(会計)

第25条 クラブの会計は、次に掲げるものとし、事務局がこれを管理する。

- (1) 入会費・年会費
- (2) 参加費
- (3) 事業等による収入
- (4) 国、都、区等からの補助金

(5) 寄附金・協賛金

(6) その他の収入

(決算)

第26条 クラブの決算は、総会の議決及び承認を得なければならない。

(会計年度)

第27条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

第8章 自己の責任

(自己の責任)

第28条 会員は、クラブの活動に際し、クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。また盗難、傷害等の事故が起きた場合は、クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第29条 会員は、スポーツ安全保険に加入することに努めるものとする。クラブは、その活動中の傷害に対し、障害保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第9章 補 則

(補 則)

第30条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(附 則)

①本規約は、平成30年1月20日より施行する。

②令和元年6月29日に一部改正

③令和2年7月26日に一部改正